

三重県建築士事務所指導要綱

(平成2年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、建築士事務所の適正な業務執行の確保を図るため、建築士事務所の開設者等に対する指導等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「建築士事務所」とは、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条に規定する一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所をいう。

2 この要綱において、「建築士事務所の開設者等」とは、建築士事務所の開設者及び法第24条に規定する管理建築士をいう。

(建築士事務所の開設者等の責務)

第3条 建築士事務所の開設者等は、法の趣旨により次の責務を負うものとする。

- (1) 建築士事務所の開設者等は、業務を誠実に行之、業務に必要な知識及び技術の維持向上に努めなければならない。
- (2) 建築士事務所の開設者等は、法令に適合しない設計（建築確認申請のための図書の作成を含む。）、工事監理及び建築工事の指導監督等（以下「設計等」という。）をしてはならない。
- (3) 建築士事務所の開設者は、建築士事務所として必要な装備の充実に努めなければならない。
- (4) 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する事項を記載した帳簿及び図書を保存しなければならない。また、建築士事務所の業務等の実績等を記載した書類を備え置き、建築主の求めに応じ、閲覧させなければならない。
- (5) 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ建築主に対し、管理建築士等をして所定の事項を記載した重要事項説明書を交付して説明させなければならない。また、その契約締結時には、所定の事項を記載した書面を委託者に交付しなければならない。
- (6) 法第23条に規定する設計等の業務以外の業務を兼業する建築士事務所の開設者は、設計等の業務部門の経理を明確にしなければならない。
- (7) 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的事項に関し、その建築士事務所の業務が円滑かつ適切に行われるよう必要な意見を述べるものとする。また、建築士事務所の開設者は、その意見を尊重しなければならない。

(知事の指定する講習)

第4条 知事の指定する講習（以下「指定講習」という。）は、「建築士事務所の開設者等及び建築士を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和61年12月15日制定）」に基づき

指定されたものとする。

(指定講習の受講努力義務)

第5条 建築士事務所の開設者等及び当該建築士事務所に所属する建築士は、法第22条に規定する業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、指定講習の受講に努めなければならない。

2 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所に所属する建築士（以下「所属建築士」という。）が指定講習を受けることができるよう努めなければならない。

(知事の指定事務所登録機関及び事務所登録等事務)

第6条 知事は、法第26条の3第1項の規定に基づき、一般社団法人三重県建築士事務所協会（以下「建築士事務所協会」という。）を指定事務所登録機関に指定し、建築士事務所の登録に関する事務、登録簿等の一般の閲覧に供する事務を行わせるものとする。

(登録等の申請)

第7条 建築士事務所の新規登録の申請又は登録更新の申請にあたっては、法令に定めるもののほか次の書類を添付しなければならない。

(1) 管理建築士が以前勤めていた会社の退職証明書（第1号様式）又はその他管理建築士の専任を証明する書類（新規登録の場合）

(2) 管理建築士の専任に関する誓約書（第2号様式）

(3) 所属建築士全員の免許証、又は免許証明書の写し

(4) 法第22条の2に基づく定期講習の修了証の写し

(5) 建築士事務所の開設者等において、設計等に必要な知識及び技能の維持向上のための講習を受講した者は、その修了証の写し。但し、未受講の場合は、設計等に必要な知識及び技能の維持向上のための研修計画書（第3号様式）。

(6) 建築士事務所業務状況申告書（第7号様式）

2 建築士事務所の開設者は、別表の事項に変更があったときは、一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届（第4号様式）に添付書類（第5～6号様式）を添えて、2週間以内に届け出なければならない。

3 建築士事務所の新規登録の申請があったときは、建築士事務所協会は、建築士事務所の開設者等に対して、建築士事務所の開設後行うべき業務及び義務を説明し、それを遵守するよう指導に努めなければならない。

4 建築士事務所の新規登録の申請又は登録更新の申請があったとき、建築士事務所協会並びにその建築士事務所を管轄する本庁及び建設事務所の係員は、必要があると認められる建築士事務所を対象に、建築士事務所立入調査実施マニュアルに基づき、建築士事務所業務状況申告書の事項を調査、指導しなければならない。

(廃業等の届出及び登録の抹消)

第8条 建築士事務所の廃業等の届出は、法第23条の7に規定する各号の一に該当することとなった場合、30日以内に廃業届（第8号様式）により行わなければならない。

2 建築士事務所の廃業にあたっては、前項の廃業届のほか開設者保管の登録申請書（副本）を添付しなければならない。

3 法第 23 条の 8 第 2 項の規定による通知は、第 9 号様式により行う。

（建築士事務所協会による建築士事務所の指導等）

第 9 条 建築士事務所協会は、第 6 条に規定する事務所登録等事務のほか、以下の業務を実施しなければならない。

(1) 建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務

(2) 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決

(3) 建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修

（知事の指導）

第 10 条 知事は、次の各号の一に該当する場合、建築士事務所の開設者等に対して必要な指導を行うことができる。

(1) 建築確認申請において、相当程度の訂正事項があった場合

(2) 法第 23 条に規定する設計等の業務において不誠実な行為を行ったと認められる場合

(3) 法令違反の建築行為について、関与したと認められる場合

2 知事は、建築士事務所協会が行う第 6 条及び第 9 条に規定する業務に関し、適正な運営及び建築主の利益の保護を図るため、必要事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

3 知事は、建築士事務所協会が行う第 6 条及び第 9 条に規定する業務等に関し、必要に応じて指導監査を行うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の三重県建築士事務所指導要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定により提出されている申請書は、この要綱の規定により提出された申請書とみなす。

- 3 旧要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の三重県建築士事務所指導要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定により提出されている申請書等は、この要綱の規定により提出された申請書等とみなす。
- 3 旧要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 旧要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表

変更事項		添付書類		変更届 第4号様式	役員名簿 【別添1】	所属建築士 変更事項 【別添2】	登記事項 証明書(履 歴事項全 部証明書) *1	定款の 写し	戸籍 謄(抄)本	登録申請者		管理建築士		管理建築士 講習の 修了証 の写し	管理建築士が 以前勤めていた 会社等の退職 証明書第1号 様式	当該建築士の 免許又は免 許証明書の 写し	定期講習 の修了証 の写し	
		略歴書 第5号様式	誓約書 第6号様式							略歴書 第5号様式	誓約書 第2号様式							
1	名称及び 所在地	個	○															
		法	○			○ *2												
2	商号	法	○				○											
3	開設者氏名	個	○						○									
4	代表者	法	○	○			○			○	○							
5	役員	法	○	○			○				○ *3							
6	事業年度	法	○					○										
7	管理建築士	個	○			○						○	○	○	○ *4	○		
		法	○			○						○	○	○	○ *4	○		
8	所属建築士	個	○			○										○	○ *5	
		法	○			○										○	○ *5	

- *1 届出日時点において発行後三ヶ月以内のもの。
- *2 所在地の変更を伴わない事務所名称のみの変更の場合は添付不要。
- *3 新たな役員の就任を伴わない退任のみの場合は添付不要。
- *4 以下の一つに変更可。
 - (1) 雇用保険被保険者離職票の写し
 - (2) 健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し(但し、国民健康保険証は不可)
 - (3) 確定申告の写し(自営の場合)
 - (4) 所得証明書(自営の場合)
- *5 建築士法第22条の2に基づく定期講習を未受講の場合は、遅滞なく受講しなければなりません。

備考 (1) 管理建築士の変更にあつては、管理建築士が以前勤めていた会社の退職証明書等を添付すること。
 (2) 登記事項証明書は届出に係る変更の履歴が分かるものを添付すること。

第1号様式

退職証明書

住所

氏名

生年月日

上記の者は、 年 月 日をもって、当事務所を退職したことを証明
します。

年 月 日

所在地

会社名

代表者名

建築士事務所

登録番号 三重県知事登録 第 号

登録年月日 年 月 日

名称

所在地

開設者

誓 約 書

私は _____ の管理建築士として
専任することを誓約いたします。

年 月 日

氏 名

三重県知事

三重県指定事務所登録機関

一般社団法人 三重県建築士事務所協会 会長 あて

研修計画書

年 月 日

三重県知事 へ

建築士事務所の
所在地

名 称

管理建築士名

(建築士事務所の名称) の管理建築士である私は、三重県建築士事務所指導要綱第5条第1項に定める指定講習を受講できませんでしたが、設計等に必要な知識及び技能の維持向上のため、下記のとおり取り組んでいきます。

記

1 受講予定の講習

2 その他

第4号様式

一級
二級 建築士事務所登録事項変更届
木造

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、建築士法第23条の5第1項・2項の規定により届け出ます。

年 月 日

届 出 者
(開設者の氏名(開設者が法人である場合は名称及び代表者の氏名))

三重県知事
三重県指定事務所登録機関
一般社団法人三重県建築士事務所協会 会長 あて

[注意事項]

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、**変更後**の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 建築士事務所欄については、**変更前**の事項を記入してください。
- 3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

建築士事務所	開設者の氏名又は名称	
	建築士事務所の名称	
	建築士事務所の所在地	
	一級・二級又は木造建築士事務所の別	
	登録年月日	
	登録番号	

項目		変更前	変更後	変更年月日	
変更事項	建築士事務所の名称 (ふりがな)				
	建築士事務所の所在地	〒 電話番号	〒 電話番号		
	開設者の氏名又は名称 (ふりがな)				
	法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1「役員名簿」のとおり			
	事業年度(決算月日)	月 日	月 日		
	管理建築士	氏名 (ふりがな)			
		登録番号			
		一級・二級・木造の別			
		登録を受けた都道府県名 (二級・木造の場合)			
	管理建築士講習を修了した年月日及び修了証番号		年 月 日 第 号		
所属建築士	別添2「所属建築士変更事項」のとおり				

【作成担当者】

部署：
氏名：
TEL：
FAX：

※指定事務所登録機関 管理欄(記入不可)

--	--

【別添2】

所属建築士変更事項

[記入注意]

- 1 この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 2 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録されたすべての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属が外れた日を記入してください。また、登録内容に変更があった建築士については、行内に新しい登録内容を見え消しで記入し、所属が外れた日欄に変更が生じた年月日を括弧書きで記入してください。

○ 新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日

	変 更 前	変 更 後																					
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">一級建築士</td><td style="width: 50%; text-align: right;">名</td></tr> <tr><td>二級建築士</td><td style="text-align: right;">名</td></tr> <tr><td>計 木造建築士</td><td style="text-align: right;">名</td></tr> <tr><td>構造設計一級建築士</td><td style="text-align: right;">名</td></tr> <tr><td>設備設計一級建築士</td><td style="text-align: right;">名</td></tr> </table>	一級建築士	名	二級建築士	名	計 木造建築士	名	構造設計一級建築士	名	設備設計一級建築士	名	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">一級建築士</td><td style="width: 50%; text-align: right;">名</td></tr> <tr><td>二級建築士</td><td style="text-align: right;">名</td></tr> <tr><td>計 木造建築士</td><td style="text-align: right;">名</td></tr> <tr><td>構造設計一級建築士</td><td style="text-align: right;">名</td></tr> <tr><td>設備設計一級建築士</td><td style="text-align: right;">名</td></tr> </table>	一級建築士	名	二級建築士	名	計 木造建築士	名	構造設計一級建築士	名	設備設計一級建築士	名	
一級建築士	名																						
二級建築士	名																						
計 木造建築士	名																						
構造設計一級建築士	名																						
設備設計一級建築士	名																						
一級建築士	名																						
二級建築士	名																						
計 木造建築士	名																						
構造設計一級建築士	名																						
設備設計一級建築士	名																						

第5号様式

略 歴 書 (開設者・管理建築士)

(記入注意)

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名				生年月日	
住 所		〒			
建築士の資格		一級建築士 <input type="checkbox"/>	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名 (二級・木造建築士の場合)	
		二級建築士 <input type="checkbox"/>			
		木造建築士 <input type="checkbox"/>			
		なし <input type="checkbox"/>			
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・修了・中退の別	
職 歴	期 間	勤 務 先		地 位・職 名	
	年月～年月				

誓 約 書

開設者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び開設者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

開設者の氏名又は名称

三重県知事
三重県指定事務所登録機関
一般社団法人三重県建築士事務所協会 会長 あて

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障がいにより建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

(記入注意)

- 1 開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

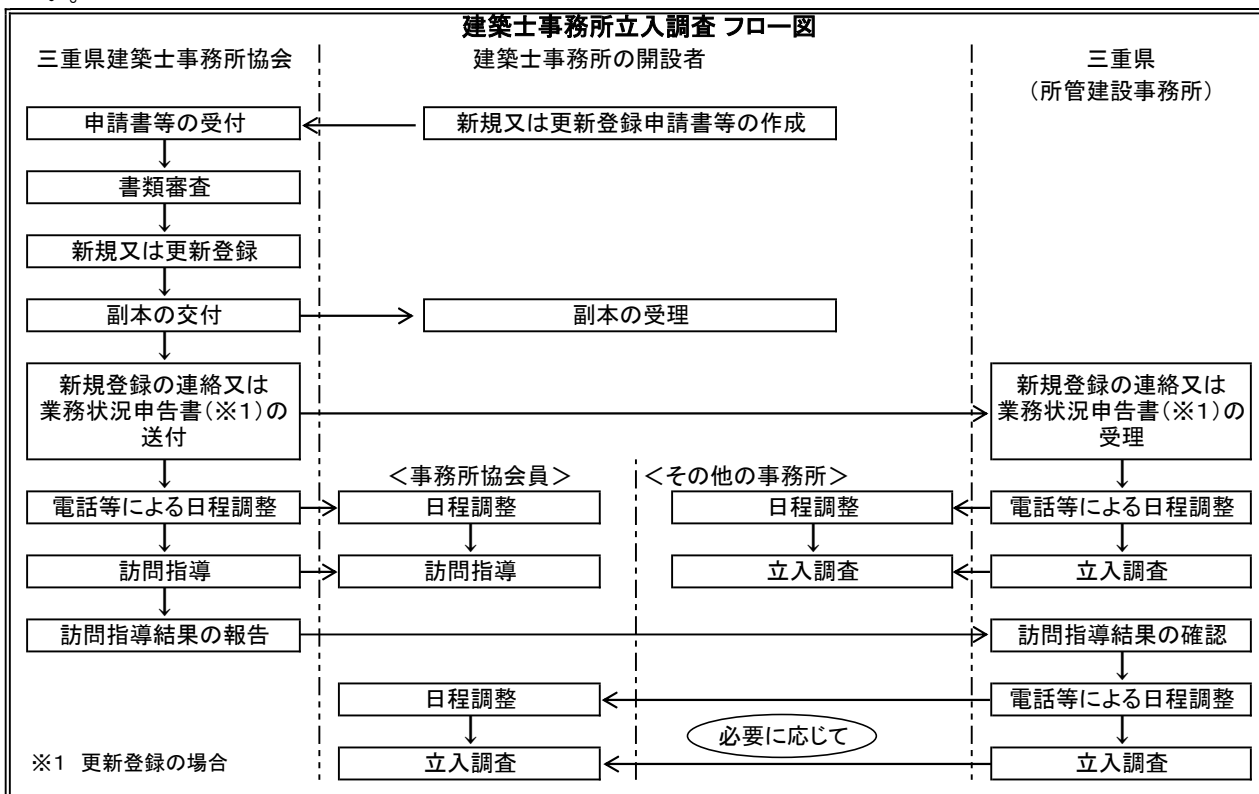
項 目		開設者 回答	※行政チェック		
			適 否	備 考	
【6】	再委託の制限について (法第24条の3)	① 委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所以外の者に委託してはならない(第1項)	(1)していない (2)している (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
		② 委託を受けた延べ面積300mを超える建築物の設計又は工事監理の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所に委託してはならない(第2項)	(1)していない (2)している (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
【7】	建築設備士の意見の聴取 (法第18条第4項)	① 延べ面積2,000mを超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理の業務を行うときは、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない <努力義務>	(1)努めている (2)努めていない (3)実績なし		
【8】	図書の保存等について (法第24条の4第2項)	① 業務に関する図書(図面・計算書・工事監理報告書・省エネ評価意思表明書面若しくは説明書面)を15年以上保存しなければならない(規則第21条第4項・第5項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	保存状況を確認
【9】	業務に必要な表示行為について (法第20条)	① 設計図書へ建築士種別を表示して記名及び押印をしなければならない(第1項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	設計図書にて確認
		② 構造計算によって建築物の安全性を確かめたときは、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない(第2項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	書面にて確認
		③ 工事監理を終了したときは直ちにその結果を文書(第4号の2の2書式)で建築主に報告しなければならない(第3項)(規則第17条の15)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	工事監理報告書を確認
		④ 建築設備士の意見を聴いたときは設計図書、工事監理報告書に明示しなければならない(第5項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
【10】	構造設計、設備設計に関する特例 (構造：法第20条の2) (設備：法第20条の3)	① 構造(設備)設計を行ったときは設計図書に構造(設備)設計一級建築士である旨を表示しなければならない(第1項) <構造(設備)設計一級建築士のみ>	(1)している (2)していない (3)実績なし (4)該当しない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	設計図書にて確認
		② 構造(設備)設計一級建築士以外の一級建築士が構造(設備)設計を行ったときは法適合の確認を求めなければならない(第2項) <一級建築士のみ>	(1)している (2)していない (3)実績なし (4)該当しない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
		③ 上記②の確認を求められたときは設計図書に構造(設備)設計一級建築士である旨を表示して記名及び押印をしなければならない(第3項) <構造(設備)設計一級建築士のみ>	(1)している (2)していない (3)実績なし (4)該当しない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
		④ 上記②の確認を求めた一級建築士から請求があったときは構造(設備)設計一級建築士証を提示しなければならない(第4項) <構造(設備)設計一級建築士のみ>	(1)している (2)していない (3)実績なし (4)該当しない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
【11】	重要事項説明等の実施について (法第24条の7) (記載項目：規則第22条の2の2)	① 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結する前に、管理建築士等が建築主に対して書面(任意書式)を交付し、説明を行わなければならない(第1項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	
		② 管理建築士等は、説明をするときに、建築主に対して、建築士免許証等(原本)を提示しなければならない(第2項)	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	(<input type="checkbox"/> 提示できる状態)
【12】	建築士免許証等の提示 (法第19条の2)	① 建築士事務所の業務の委託者等から請求があったときは、建築士免許証等を提示しなければならない	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実績なし	(<input type="checkbox"/> 提示できる状態)

項 目		開設者 回答	※行政チェック		
			適 否	備 考	
【13】	適正な契約の締結等について (②④：法第22条の3の3) (①：法第22条の3の4) (③：法第24条の8)	① 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとするときは、業務報酬基準（法第25条）に準拠した額で締結するよう努めなければならない <努力義務>	(1)努めている (2)努めていない (3)実績なし		
		② 延べ面積300㎡を超える建築物の新築等に係る設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、当事者は書面により契約を締結し相互に交付しなければならない（記載項目：規則第17条の38）	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 績なし	契約書を確認
		③ 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、開設者は所定の書面を当該委託者に交付しなければならない <②の書面による契約を行っていない場合のみ>	(1)している (2)していない (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 績なし	書面を確認
		④ 書面に次の事項を記載しなければならない <②、③両方とも「(3)実績なし」の場合は回答不要>			
		・設計又は工事監理の種類及びその内容	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・設計又は工事監理の実施の期間及び方法	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・報酬の額及び支払の時期	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・契約の解除に関する事項	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・建築士事務所の名称及び所在地並びに一級・二級・木造建築士事務所の別	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・契約の年月日（規則第22条の3）	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・契約の相手方の氏名又は名称（規則第22条の3）	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・設計又は工事監理に従事する建築士及び建築設備資格者の氏名	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		・設計又は工事監理の一部を委託する場合の委託に係る設計又は工事監理の概要・受託者の氏名又は名称及び住所	(1)記載あり (2)記載なし (3)実績なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 績なし	
・事務所の開設者の記名押印又は署名	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否			
・契約の相手方の記名押印又は署名（規則第22条の3第2項） <②に該当する書面のみ>	(1)記載あり (2)記載なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否			
【14】	設計等の業務に関する報告書について (法第23条の6)	① 事業年度経過後3カ月以内に、設計等の業務に関する報告書（規則第20条の3第6号の2書式）を三重県建築士事務所協会あてに提出しなければならない <実績がない場合も必要>	(1)している (2)していない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
【15】	保険契約の締結等 (法第24条の9)	① 設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために、建築士事務所賠償保険への加入や積立金等の措置を講ずるよう努めなければならない <努力義務>	(1)努めている (2)努めていない		
【16】	書類の閲覧制度について (法第24条の6)	① 事業年度経過後3カ月以内に、建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名又は名称、事務所が行った業務の実績等が記載された書類（規則第22条の2第7号の2書式）を備え置き、委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない <当該書類を備え置いた日から3年を経過するまで保存> <実績がない場合も必要>	(1)している (2)していない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	閲覧書類を確認
		② 建築士事務所賠償保険等に加入している場合は、証書等を備え置き、委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない	(1)している (2)していない (3)非加入	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 非 <input type="checkbox"/> 加入	閲覧書類を確認
【17】	講習の受講について (法第22条の2)	① 所属建築士は、定期講習を受講しなければならない <管理建築士を含め、全ての所属建築士に受講義務>	(1)している (2)していない	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	

【※調査員の意見又は指示した事項】	
<input type="checkbox"/> 見やすい場所へ標識を掲示すること。	(法第24条の5)【1】
<input type="checkbox"/> 標識には()を明示すること。	(法第24条の5)【1】
<input type="checkbox"/> 登録事項に変更があるので、変更の届出等をする事。	(法第23条の5第1項)【2】
<input type="checkbox"/> 所属建築士の住所等に変更があるので、所属建築士に建築士の住所等の変更の届出を行うよう促すこと。	(法第5条の2)【2】
<input type="checkbox"/> 専任の建築士が管理すること。	(法第24条第1項)【3】
<input type="checkbox"/> 自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませないこと。	(法第24条の2)【4】
<input type="checkbox"/> 定められた事項を記載した帳簿の備え付けをする事。	(法第24条の4第1項)【5】
<input type="checkbox"/> 設計又は工事監理に関する業務を建築士事務所以外に委託しないこと。	(法第24条の3)【6】
<input type="checkbox"/> 業務に関する図書を15年以上保存すること。	(法第24条の4第2項)【8】
<input type="checkbox"/> 設計図書へ、建築士種別の表示及び記名押印を行うこと。	(法第20条第1項)【9】
<input type="checkbox"/> 建築主への工事監理報告を文書にて行うこと。	(法第20条第3項)【9】
<input type="checkbox"/> 設計図書及び工事監理報告書に建築設備士の意見を記載すること。	(法第20条第5項)【9】
<input type="checkbox"/> 設計図書へ、構造(設備)設計一級建築士である旨の表示を行うこと。	(法第20条の2(3)第1項)【10】
<input type="checkbox"/> 構造(設備)設計一級建築士以外の一級建築士が構造(設備)設計を行ったときは、法適合確認を求めること。	(法第20条の2(3)第2項)【10】
<input type="checkbox"/> 法適合確認を求められたときは、設計図書へ構造(設備)一級建築士である旨を表示して記名押印を行うこと。	(法第20条の2(3)第3項)【10】
<input type="checkbox"/> 定められた事項を記載した重要事項説明書を建築主に交付し、説明を行うこと。	(法第24条の7)【11】
<input type="checkbox"/> 建築主に対して重要事項説明を行うときは、建築士免許証等の原本を提示すること。	(法第24条の7)【11】
<input type="checkbox"/> 延べ面積300㎡を超える建築物の新築等に係る設計・工事監理受託契約を締結するときには、定められた事項を記載した書面により契約を締結すること。	(法第22条の3の3)【13】
<input type="checkbox"/> 設計・工事監理受託契約を締結したときに定められた事項を記載した書面を委託者に交付すること。	(法第24条の8)【13】
<input type="checkbox"/> 設計等の業務に関する報告書を提出すること。	(法第23条の6)【14】
<input type="checkbox"/> 実績等を記載した書類を閲覧できるように作成すること。	(法第24条の6)【16】
<input type="checkbox"/> 所属建築士に定期講習を受講させること。	(法第22条の2)【17】
<input type="checkbox"/> ()	
<input type="checkbox"/> ()	

ROOO 改正

◎三重県では建築士事務所の適正運営を確認するため、事務所の新規登録又は更新登録を契機に県内の建築士事務所に、建築士法第26条の2の規定による立入調査を行います。立入調査の流れについては、以下のフロー図をご確認ください。



第8号様式

廃業届

下記のとおり建築士事務所を廃業しましたので、建築士法第23条の7の規定により届出ます。

年 月 日

届出人 住所

氏名

三重県知事

三重県指定事務所登録機関

一般社団法人三重県建築士事務所協会 会長 あて

記

開設者と届出人の関係	本人・相続人・その他（ ）		
廃業の理由	廃止・死亡・その他（ ）		
登録番号	三重県知事登録 第 号		
事務所名称			
代表者氏名			
事務所所在地			
管理建築士の氏名		一級・二級・木造の別	
		登録を受けた都道府県名（二級・木造の場合）	
		登録番号	
廃業年月日	年	月	日

(規格 A4)

第9号様式

第 年 月 日 号

様

三重県知事
三重県指定事務所登録機関
一般社団法人三重県建築士事務所協会
会長

建築士事務所登録の抹消について（通知）

このことについて、あなたが開設した 項第 号により、 年 月 日付け登録を抹消したので、同条第2項により通知します。 は、建築士法第23条の8第1

(規格 A4)